きららにじぐみ　料金表

（指定児童発達支援　指定放課後等デイサービス）

（令和６年６月改訂）

- 提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。
- 通所受給者証の記載内容に基づき利用料金をお支払いいただきます。所得に応じて負担上限月額が設定され、利用料金の１割分が、自己負担となります。利用料の 1 割が負担上限月額を超える場合は、負担上限月額以上の負担は発生しません。
- ※事業所がとっている体制により、下記のとおり料金が加算されます。

		児童発達支援	放課後等デイサービス
基本料金	30 分以上 1 時間 30 分以下	652 円/1 回	382 円/1 回
	1 時間 30 分超 3 時間以下	671 円/1 回	406 円/1 回
	3 時間超 5 時間以下	707 円/1 回	443 円/1 回
児童指導員等加算Ⅰ		125 円/1 回	125 円/１回
送迎加算 （※送迎をした場合） （保険適用）		54 円/片道 1 回 （事業所⇔学校あるいは家の間の送迎ができます）	
福祉専門職員配置加算（Ⅰ） 福祉専門職員配置加算（Ⅱ） 福祉専門職員配置加算（Ⅲ） （保険適用） ※職員の配置により、いずれかの加算をさせていただきます。		15 円/1 回 10 円/1 回 ６円/1 回	
欠席時対応加算（Ⅰ） （保険適応）		94 円/１回 利用を予定した日に急病等により利用を中止した場合に、家族等との連絡調整や相談援助を行った場合に１月４回を限度として、加算させていただきます。	
強度行動障害児支援加算 ※対象者のみ		強度行動障害を有する児への支援を行った場合に加算させていただきます。200 円/1 回 （加算開始から 90 日以内の期間は＋500 円/1 回）	
利用者負担上限額管理加算（保険適応）		当事業所が利用児の負担額合計額の管理を行った場合に加算させていただきます 150 円 / 月 1 回	
個別サポート加算（Ⅰ） ※対象者のみ		著しく重度及び、行動上の課題のある児童を支援した場合に加算させていただきます。 120 円/1 回	

個別サポート加算（Ⅱ） ※対象者のみ	虐待等の要保護・要支援児童を支援した場合に、家庭や関係機関等との連携が必要になるため、加算させていただきます。 150 円　／１回	
個別サポート加算（Ⅲ） ※対象者のみ	不登校の状態にある児童に対し、学校との連携のもと支援を行った場合に加算をさせていただきます。 70 円/1 回	
家族支援加算（Ⅰ） ※月 4 回まで	個別で、ご利用児やごきょうだいの相談を行った場合に加算をさせていただきます。 居宅訪問（１時間以上）　300 円/1 回 居宅訪問（１時間未満）　200 円/1 回 事業所で対面（３０分以上）　100 円/1 回 オンライン（３０分以上）80 円/1 回	
家族支援加算（Ⅱ） ※月 4 回まで	グループでの相談を行った場合に加算をさせていただきます。 施設で対面（30 分以上）80 円/1 回 オンライン(30 分以上）60 円/１回	
子育てサポート加算 ※月 4 回まで	保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助を行った場合に加算させていただきます。　80 円/１回	
通所自立支援加算 ※放課後等デイサービスのみ	学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、職員が付き添って計画的に支援を行った場合に加算をさせていただきます。 60 円/1 回	
保育・教育等移行支援加算	退所時に、保育所等への移行に向けた取組を行った場合に加算をさせていただきます。 500 円/1 回	
福祉・介護職員処遇改善 加算（Ⅰ）	保険適応単位総数× １３．１％	保険適応単位総数× １３．４％

■ ※福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）・・・福祉・介護職員の処遇を改善するためのものであり、保険適応単位総数の 13.1%（児童発達支援）、あるいは 13.4%（放課後等デイサービス）を加算させていただきます